

名古屋都市計画特別用途地区の変更（豊山町決定）

都市計画特別用途地区を次のように変更する。

種 類	面 積	備 考
特別工業地区 （東川地区）	約 1. 5 h a	◎条例名 豊山町特別工業地区建築条例 ◎規制内容 風俗施設及び、興行施設の建築を制限する。 1 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンス ホールその他これらに類するもの 2 劇場、映画館、演芸場又は観覧場
特別工業地区 （松ノ木島地区）	約 3 1. 4 h a	◎条例名 豊山町特別工業地区建築条例 ◎規制内容 住宅及び、風俗施設等の建築を制限する。 1 住宅、兼用住宅、共同住宅、寄宿舍又は下宿 2 老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他こ れらに類するもの 3 物品販売業を営む店舗又は飲食店 4 ボーリング場、スケート場、水泳場その他こ れらに類する建築基準法施行令（昭和25年政 令第338号）第130条の6の2で定める運 動施設 5 カラオケボックスその他これらに類するも の 6 マージャン屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投 票券発売所、場外車券売場その他これらに類す るもの 7 畜舎
合 計	約 3 2. 9 h a	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

松ノ木島地区において、住宅及び、風俗施設等の建設を制限することにより、工業系土地利用の利便性の増進を図る。